

各 位

公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団
理 事 長 市 川 講 二
(公 印 省 略)

横手市市民後見人養成講座(基礎編)等の開催について(通知)

本財団の運営につきましては、日頃格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成12年に、認知症や知的・精神障がい等による判断能力の十分でない方を、保護・支援するために、成年後見制度が施行されました。

現在は、親族以外に専門職後見人といわれる弁護士、司法書士、社会福祉士等が後見業務を担っておりますが、今後は、認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の必要性は、一層高まっており、その需要はさらに増大することが見込まれております。

特に、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定され、専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要が急務とされております。

こうしたことから、国では、老人福祉法を一部改正(平成24年4月1日施行)し、その具体的内容として、市町村が、後見制度の業務を適正に行うことができる人材の育成、及び活用を図るための必要な措置を講ずるよう努めることとしております。

このため横手市では、地域で誰もが安心して暮らせることをめざし、住民相互の助け合いの観点から、一般市民が後見業務を行う「市民後見人」の養成を行うことになり、本財団が、横手市から受託し、本養成講座等を行うことになりました。

つきましては、養成講座とともに、市民後見定期相談会、市民後見事例検討会も開催致しますので、関係者のご参加を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 市民後見人養成講座、定期相談会、事例検討会について

①市民後見人養成講座(基礎編)の開催(内容は別紙チラシのとおり)

開 催 日	時 間	会 場
10月26日(水)	10:00~16:00	横手市役所本庁南庁舎講堂
11月 9日(水)	10:00~16:00	
11月16日(水)	10:00~16:00	
11月30日(水)	10:00~16:00	

② 市民後見定期相談会の開催(3回)

市民や民生委員・児童委員、福祉、保健、医療関係者等からの市民後見、成年後見制度に関する定期相談会を3回開催します。市民後見や成年後見制度等に関する疑問や質問・相談等がありましたら、定期相談会をご利用ください。

関係者の相談会へのご出席をお待ちしております。

相談員は、弁護士、司法書士、社会福祉士が対応します。

	期 日	時 間	相 談 員	会 場
1	10月27日(木)	13:30～ 16:30	司法書士、社会福祉士	横手市庁舎1階 相談室
2	12月14日(水)	13:30～ 16:30	弁 護 士、社会福祉士	横手市庁舎1階 相談室
3	2月1日(水)	13:30～ 16:30	司法書士、社会福祉士	横手市庁舎1階 相談室

③ 市民後見事例検討会の開催(3回)

市民や民生委員・児童委員、介護保険サービス事業所等の関係者が、直面している権利侵害や市民後見、成年後見制度等に関する事例について、市民並びにサービス利用者等の権利を擁護するため、事例検討会(勉強会を含む)を3回開催します。事例を持ち寄っての事例検討会も可能とします。関係者の相談会へのご出席をお待ちしております。

講師、相談員は、弁護士、司法書士、社会福祉士が対応します。

	期 日	時 間	講師・相談員	会 場
1	11月22日(火)	13:30～ 16:30	司法書士、社会福祉士	横手市庁舎 2階会議室
2	1月18日(水)	13:30～ 16:30	弁 護 士、社会福祉士	横手市庁舎5階 第二・三委員会室
3	2月8日(水)	13:30～ 16:30	司法書士、社会福祉士	横手市庁舎5階 第二・三委員会室

2. 受講・参加申し込み、相談の予約等について

市民後見人の受講申し込み、市民後見定期相談会、市民後見事例検討会に受講申し込み、参加申し込みをご希望の方は、別添チラシの両面下部に申込様式がありますので、必要事項をご記入の上、横手市健康福祉部 高齢ふれあい課までFAXにより、お申し込みくださるようお願いいたします。

いずれも受講料、参加料は無料です。

市民後見人養成講座の申し込みは、10月19日(水)までとしますが、定員になり次第締め切りとさせていただきます。

市民後見定期相談会、市民後見事例検討会の相談の予約、受講申し込み等については、随時ご連絡をお待ちしております。

3. 問合せ先・連絡先

■横手市健康福祉部高齢ふれあい課

〒013-0023

横手市中央町8番2号

TEL. 0182-35-2134 FAX. 0182-32-9709

■公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団(LL財団)

秋田県高齢者総合相談センター

〒010-1412

秋田市御所野下堤5丁目1番1号

TEL. 018-829-4165 FAX. 018-829-2770

